

## 食品安全モニターからの随時報告（平成25年1月～3月分）

### － 報告に対する関係省庁等からの回答 －

#### 1 テーマ別の報告件数

- 平成25年1月中に14件、2月中に15件及び3月中に27件の報告がありました。
- 今回の集計期間中のテーマ別報告件数は以下のとおりです。

テーマ	1月	2月	3月	計
生食肉	0	2	0	2
リスクコミュニケーション	4	1	2	7
食品表示	5	5	7	17
食物アレルギー	1	2	3	6
食中毒	1	2	2	5
その他	3	3	13	19
合計	14	15	27	56

（注）複数の分野に関係する報告を含む場合については、その報告において主たる報告と考えられる分野に分類しています。

- 1 受け付けた随時報告は、次の①～③に該当するものを関係省庁等に回答を求めています。（本資料に掲載している報告）
  - ① これまでにない新たな報告内容
  - ② 重篤で広範囲にわたる健康影響に発展する可能性が含まれるもの
  - ③ その他具体的で実現可能性が高いと考えられるものが特に含まれるもの

※ なお、過去に報告いただいた内容等については、全て食品安全委員会ホームページの「食品安全モニターからの報告」に掲載しています。

また、「食品安全総合情報システム」の「Q&A」では、キーワードから過去の回答も検索することもできます。

- 2 1以外の報告についても、要旨を取りまとめて報告するとともに、要旨・本文を関係省庁等に対し行政施策の参考とするよう回付しています（参考参照）。

## 2 リスク管理機関又は食品安全委員会事務局に回答を求めた報告

■今回の集計期間中の報告のうち、その内容に関し、リスク管理機関等に対して回答を求めたものは、以下の3件です。

### <生食肉>

- (1) 生食用牛肉においては、これまで各店舗で個別に調理管理していたものを、加工場で集中管理させることで厚生労働省の規制基準をクリアできたが、工場から出荷された後の流通、店舗提供までの間における管理が安全に行われるのか疑問があるので、流通段階の管理を徹底させるべきとの意見。(225)【厚】
- (2) 衛生的に管理された工場でパック詰めをして、各店舗で調理せず、客が開封して食す形でユッケの提供が可能となったが、このルールが守られるように国からの監視が必要との意見。(230)【厚】

### <リスクコミュニケーション>

- (3) 各省庁の連携について、輸入の問題など、評価と管理の隙間の部分を埋め、全体を総括する部門が必要ではないか。また、大阪のBSE説明会では、各省庁それぞれ資料は豊富で申し分なかったが、説明は業界等のレベルに合わせられ、素人が発言しにくい雰囲気があった。会合の運営は、消費者との接触の多い省庁が担当するのが望ましいのではないかと意見。(214)【厚・農・消・食安】

■以下、それぞれについて、報告の全文とリスク管理機関又は食品安全委員会事務局からの回答を掲載します。

## <生食肉>

- (1) 生食用牛肉においては、これまで各店舗で個別に調理管理していたものを、加工場で集中管理させることで厚生労働省の規制基準をクリアできたが、工場から出荷された後の流通、店舗提供までの間における管理が安全に行われるのか疑問があるので、流通段階の管理を徹底させるべきとの意見。(225)【厚】
- (2) 衛生的に管理された工場でパック詰めをして、各店舗で調理せず、客が開封して食す形でユッケの提供が可能となったが、このルールが守られるように国からの監視が必要との意見。(230)【厚】

(兵庫県 男性 その他消費者一般)

(愛知県 女性 医療・教育職経験者)

## (随時報告の個票)

タイトル	牛肉の生肉（ユッケ）パック販売について（225）	
提言の種類 (○をつける)		リスク評価（食品安全委員会）
	○	リスク管理（機関名：厚生労働省）
		リスクコミュニケーション（機関名： ）
		その他（ ）
提 言 内 容	1) 現状・実態（事実）	
	<p>一昨年の焼肉えびすの食中毒事件以降、牛肉の生食危険性が再認識され、厚生労働省など関係機関による規制も強化させた。</p> <p>生レバーは完全に禁止されたが、ユッケに関しては一定基準を満たしての販売は可能であった。そして、最近では専用設備を持つ工場での加工済みパック詰めユッケを提供する店が増えてきている。</p>	
	2) 課題・問題点	
	<p>そもそも 牛肉の生肉を食べる事は、食中毒の危険性がある。特に腸管出血性大腸菌などは、被害も大きく、死に至る事件も何度も起きている。今回のパック詰めユッケは、全国焼肉協会が、厚生労働省の規制基準をクリアする為に商品化させたものである。これまでは、各店舗が個別に商品の調理管理をしていたものを、全国規模で、集中管理させるものである。果たして、工場出荷から流通・保存・店舗提供までのルートが安全に管理できるのか疑問である。</p>	
	3) 1・2を踏まえた意見・提言	
	<p>生肉の提供が規制強化されたから、焼肉業者がその規制をクリアする策としてパック詰めが出たことは、決して生肉の危険性をゼロにするものではない。さらに、パック詰め後の流通ルートを管理する責任を徹底しないと、もっと重大な食中毒被害を招く恐れがある。今回のユッケパック詰め商品の販売は、事故が起こる前に何らかの規制をかけるのが、関係官省の義務である。</p>	

タイトル	飲食店でのユッケ提供の再開について (230)	
提言の種類 (○をつける)		リスク評価 (食品安全委員会)
	○	リスク管理 (機関名: 厚生労働省)
		リスクコミュニケーション (機関名: )
		その他 ( )
提 言 内 容	1) 現状・実態 (事実)	
	2 5年2月よりパックに入ったユッケを客側で開封して調味料などと混合して食す形での提供が開始された。衛生面で管理された工場で密封され、飲食店では調理する必要がないため、設備の整っていない店でもユッケを提供することが可能になった。	
	2) 課題・問題点	
	パックのまま客に提供するため、見た目の悪さは避けられない。1パックあたりの価格も従来提供していたユッケよりも高いので、今後今までと同じように店側が調理、盛り付けまでしてから提供する店も出現してくるかもしれない。	
	3) 1・2を踏まえた意見・提言	
牛肉を生食することの危険性を国の機関を通じて喚起していくことが必要だと思う。また客側・店側の両方にルールを守って食中毒を起こさないよう注意を促すことが有効だと思われる。		

## 225 及び 230 の報告に対する厚生労働省の考え方、今後の見通し等

### <厚生労働省>

厚生労働省では、従来から牛肉の生食の危険性について注意喚起等を行ってきたところですが、一昨年の食中毒事件を受けて、生食用の牛肉について、食品衛生法に基づく基準を設定しました。この基準では、加工・調理の際の加熱処理等の規定に加え、保存の基準として4℃以下（冷凍させたものにあっては-15℃以下）での保管が義務付けられています。これらの規定は製造加工を行う事業者、流通業者、飲食店等の事業者全てに適用され、遵守しない場合には、罰則も規定されています。

食品の安全性確保は第一義的に事業者の責務であり、都道府県等において立入り調査等により監視指導を行っています。厚生労働省においても引き続き、都道府県等における監視指導の徹底を図っていきます。

なお、牛肉を生食することの危険性から、これらの基準を遵守したものであっても、子ども、高齢者などの抵抗力の弱い方は、生肉を食べないよう、また、食べさせないよう引き続き都道府県等を通じて周知を図っていきます。

## <リスクコミュニケーション>

(3) 各省庁の連携について、輸入の問題など、評価と管理の隙間の部分を埋め、全体を総括する部門が必要ではないか。また、大阪のBSE説明会では、各省庁それぞれ資料は豊富で申し分なかったが、説明は業界等のレベルに合わせられ、素人が発言しにくい雰囲気があった。会合の運営は、消費者との接触の多い省庁が担当するのが望ましいのではないかと意見。【厚・農・消・食安（勸）】

(兵庫県 男性 食品関係業務経験者)

### (随時報告の個票)

タイトル	BSE 対策見直しの説明会 参加報告 (214)	
提言の種類 (○をつける)		リスク評価 (食品安全委員会)
		リスク管理 (機関名: )
	○	リスクコミュニケーション (機関名: 厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会)
		その他 ( )
提 言 内 容	1) 現状・実態 (事実)	
	食品に関するリスクコミュニケーションということで、実態知るために BSE の大阪の説明会に参加した。安全性の評価判定の説明は明快であったが、経緯、なぜ今これをするのか、従来のみで何故いけないのか、検査体制は十分か、など運用管理の説明が不足していた。管理側は、規制緩和を推進することにのみ夢中になっている。	
	意見交換の場としては配慮されていたが、素人には発言しにくい雰囲気がある。業界や消費者運動活動家などの発言が多く、この人たちは内容、経緯をよく知っている。だから話のレベルがこの人たちに合わせられる。	
	2) 課題・問題点	
講師は食品安全委員会事務局、厚生労働省、農水省であるが、それぞれよくまとめ、資料豊富であり申し分なしであった。問題は、省庁間の連携にある。評価と運用・管理が分かれるというのはいいが、その隙間を埋めるのは誰か。会合では冒頭に厚労省が見直し経緯をしゃべったが、不十分である。政策が関与しているような問題には、だれも発言しない。管理者側は運用することに集中する。食品はわかるが、飼料はわからない、医薬品のことも発言はできないなど、ちぐはぐである。出席の省庁の役割分担から理解はできるが、全体をカバーする立場の者がいる。		
3) 1・2を踏まえた意見・提言		
BSE 問題を国民の立場で、広範囲に捉えて、国民の安全を守ってゆくのは誰か。評価、運用と分けるのも一理あるが、それを超えて全体を総括してゆく部門がいる。広範囲ということは輸入、日米関係など外交上の問題も加味して判断することをいう。やはり、この機能は内閣府が保持すべきであろう。ただし、食品安全委員会とは言わない。		
今回の会合の運営は厚労省がしていたが、普段、業界との接触ではなく、消費者		

との接触の多い省庁が担当するのが実態をよく知り、望ましいのではないか。今回の会合はだれのためのものか、会合の趣旨にもよる。

## 214 の報告に対する厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会事務局における考え方、今後の見通し等

### <食品安全委員会事務局>

食品安全委員会では、リスク管理機関からの評価要請を受けてリスク評価を実施して評価結果を通知しており、さらにリスク評価の結果に基づいて行われるべき施策についてリスク管理機関に勧告を行うことができます。

リスクコミュニケーションについては、リスク評価や安全性についてのグループディスカッションを取り入れた形式（ワークショップ形式）や質問しやすい雰囲気の中で専門家と意見交換を行う形式（サイエンスカフェ）、でも行うなど、積極的に取り組んでいるところです。ご意見も踏まえ、消費者を含めた関係者の理解が得られるように取り組んでまいります。国民の皆様にはリスク評価や食品の安全性に関する理解を深めていただくため、情報の共有や意見交換を行うリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでいます。

また、リスクコミュニケーションが効果的に行われるよう、リスク分析の考え方や農薬、食品添加物、食中毒など、消費者の関心の高いテーマを中心に、意見交換会を行っています。そして、25年度からは、食品安全について体系的に学ぶことを目的として、食品安全委員会の委員を講師とした連続講座を行っています。

さらに、リスク評価等についてホームページやメールマガジンを始め、パンフレットや季刊誌の発行など丁寧で分かりやすい情報提供に努めるとともに、意見交換会等で用いた資料や説明・意見交換の概要についてもホームページに掲載しています。

国民の皆様にはさらに理解を深めていただくため、いただいた御意見も参考に、消費者庁やその他のリスク管理機関と一層緊密に連携しながら、今後もより効果的なリスクコミュニケーションとなるよう取り組みたいと考えております。

#### 〔参考〕

#### ○食品安全委員会

「消費者の方向け情報」

<http://www.fsc.go.jp/sonota/ippan.html>

「意見交換会開催結果」

[http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai\\_jisseki.html](http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html)

### ＜厚生労働省＞

牛海綿状脳症（BSE）対策をはじめ、食品中の放射性物質対策や輸入食品の安全性確保など、消費者のご関心の高いテーマについて、消費者、生産者、事業者等の皆様と、多角的な情報提供や意見交換ができるよう、消費者庁及び関係省庁、地方自治体と連携して意見交換会を行っているところです。講演内容については、できるだけ参加者の要望に近い内容となるよう、参加者の割合や事前質問やアンケート等を踏まえた資料を作成しています。

さらに、広く一般消費者の方にも参加いただけるような募集方法や発言をしやすい議事進行などの運営方法について、関係省庁とともに検討していきます。

なお、制度改正に際しては、パブリックコメントにより、広く国民の皆様からご意見や情報もいただいています。

### ＜農林水産省＞

食品安全を担う行政機関については、農林水産省や厚生労働省が、リスク管理機関として食品の安全を確保するための規制や指導等を行う一方で、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行う機関として食品安全委員会が置かれています。

そして、リスク管理機関やリスク評価機関がそれぞれの施策を遂行する上で、消費者や事業者など関係者間、あるいは関係機関相互の意見交換や情報提供（リスクコミュニケーション）が行われており、消費者庁が、これら行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うこととされています。

省庁間の連携が不十分であるとの御指摘については、関係機関において共有し、今後より一層の連携強化に努めて参ります。

### ＜消費者庁＞

食品の安全性を確保するためには、リスク分析の考えの下、リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーションを一体として進めることが必要です。

消費者庁は、消費者行政の司令塔として、食品安全の分野においては、リスク評価機関である食品安全委員会やリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省などの行政機関の事務の調整を担っています。御提案については、今後とも引き続き改善を図り、消費者の皆様からの基礎的な質問もし易いような雰囲気づくりに努めるよういたします。これからも、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションを推進してまいります。

<参考>

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

- 食品関係業務経験者
  - ・現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
  - ・過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方
- 食品関係研究職経験者
  - ・現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方
- 医療・教育職経験者
  - ・現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方
- その他消費者一般
  - ・上記の項目に該当しない方